毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



#### 目 次

◎ 告 示 所管課(室)名

○長崎県水産部関係補助金等交付要綱の一部改正

○長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱の一部

改正

・ 道路の区域変更

・ 道路の供用開始

農村整備課 道路維持課

◎ 公告

大規模小売店舗の変更事項届出

・土地改良区の役員の就任

・土地改良区の定款変更の認可

・県営土地改良事業変更計画の決定

経営支援課

政

農村整備課

"

◎ 監査委員公表

・令和4年度包括外部監査の結果に基づく措置の公表

監査事務局

◎ 人事委員会公告

・長崎県職員採用試験(短大卒業程度)の実施

長崎県職員採用試験(高校卒業程度)の実施

・警察官Ⅲ類(男性)採用試験の実施

・長崎県警察官Ⅲ類(女性)採用試験の実施

人事委員会事務局

"

"

"

◎ 雑報

・令和5年度行政書士試験の実施

総務文書課

#### 告 示

## 長崎県告示第473号

長崎県水産部関係補助金等交付要綱(平成19年長崎県告示第398号)の一部を次のように改正し、令和5年度 の予算に係る補助金等から適用する。

令和5年7月4日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

	改正後					改正前									
5	別表(第2条関係) 水産加工流通課関係					別表(第2条関係) 水産加工流通課関係									
		補助金	交付の	補助事業の内容、	補助率	補	助			補助金	交付の	補助事業の内容、	補助率	補	助

	の名称	目 的	対象経費等	又は額	対象者		の名称	目自	内	対象経費等	又は額	対象
1	~19 略					1~	19 略					
<u>20</u>	有明海	養殖漁場	<u>次に掲げる調査</u>	予算の範								
	等赤潮	環境調査	に要する経費	囲内で知								
	対策緊	等を実施	<u>(1)</u> <u>海洋モニタ</u>	事が別に	同組合							
	急支援	し、赤潮	<u>リング</u>	定める額	連合会							
	事業費	に強い養	(2) 栄養塩等の		及び漁							
	補助金	殖生産体	分布調査		業協同							
		制を構築	(3) 海底耕うん		組合							
		<u>すること</u>	による底質改									
		で、ノリ	善調査									
		養殖生産	(4) <u>二枚貝類に</u>									
		の安定化	よる養殖漁場									
		<u>を図る。</u>	改善効果調査									
			(5) ノリ生育状									
			況調査									
			( <u>6</u> ) 当該調査に									
			伴う事務経費									

# 長崎県告示第474号

長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱(平成15年長崎県告示第946号)の一部を次のように改正し、令和5年7月4日以後に締結する委託契約から適用する。

令和5年7月4日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(委託契約)	(委託契約)
第4条 略	第4条 略
2 略	2 略
3 知事は、前項の規定により承諾を得た時は、委託契約書	3 知事は、前項の規定により承諾を得た時は、委託契約書
(様式第3号 <u>又は様式第3-2号</u> ) により契約を締結する	(様式第3号) により契約を締結するものとする。
ものとする。	
4及び5 略	4及び5 略
(契約の変更)	(契約の変更)
第9条 契約締結後の事情により受託事務の内容について変	第9条 契約締結後の事情により受託事務の内容について変
更を行う場合には、換地計画等事務委託変更契約書(様式	更を行う場合には、換地計画等事務委託変更契約書(様式
第6号 <u>又は様式第6一2号</u> )により行うものとする。	第6号)により行うものとする。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号(第4条関係)

#### 換地計画等事務委託契約書

長崎県〇〇振興局長 〇〇 〇〇(以下「甲」という。)と〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、県営〇〇 事業〇〇地区換地計画等事務委託について、「県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」(平成15年8月8日長崎県告示第946号。以下「要綱」という。)に基づき、次のとおり契約を締結する。

(目的)

第1条 この契約は、甲が土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2の規定に基づき換地処分を行うに当たり、業務の効率的な推進を図るため事務を委託することについて、必要な事項を定めるものとする。

(委託事項)

第2条 甲は、要綱第2条に掲げる事務のうち、別紙仕様書の事務(以下「委託事務」という。) について乙に 委託する。

(委託期間)

第3条 この契約の期間は、○○年○○月○○日から○○年○○月○○日までとする。

(委託料)

第4条 第2条の委託事務に要する経費(以下「委託料」という。)は、金〇,〇〇〇,〇〇〇円(うち消費税及び地方消費税〇〇〇,〇〇〇円)とする。

(契約保証金)

第5条 乙が甲に納付すべき契約保証金は、免除とする。

(委託事務の処理方法)

- 第6条 乙は、要綱第5条及び第6条に定めるところにより委託事務を処理する。
- 2 乙は、この契約締結後速やかに工程表(様式第8号)を甲に提出する。
- 3 乙は、委託事務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面 による甲の承諾を得た場合にはこの限りではない。

(関係書類の整備等)

第7条 乙は、要綱第7条に定めるところにより関係書類を整備し、甲の必要に応じ報告書を提出し、又は実地 調査に応じるものとする

(報告及び精算)

- 第8条 乙は、委託事務が完了したときは、要綱第8条の規定により委託事務完了届に収支精算書、当該事務委託の成果及び事業実績書を添えて30日以内に甲に提出するものとする。
- 2 甲は、前項の届出に基づき要綱第8条第2項に定める検査を行う。
- 3 乙は、精算によって交付を受けた委託料に余剰金が生じたときは、これを返納しなければならない。

(委託料の支払方法)

- 第9条 乙は、委託料の支払いを受けようとするときは、前条第2項の検査終了後、要綱第11条に定める完成払 請求書を甲に提出するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、必要があると認められる額については、乙の請求に基づき委託料の4割を 限度として前金払をすることができる。
- 3 甲は、第1項の請求書を受理したときは30日以内に、第2項の請求書を受理したときは20日以内に当該金額を支払うものとする。
- 4 甲は、第10条の規定により委託料を減額した場合において、減額後の額が既に支払った金額を下回るとき

は、その金額を返還させなければならない。

#### (契約の変更)

第10条 甲又は乙は、この契約締結後の事情の変更等によりこの契約の変更を行う必要が生じた場合は、両者協議の上要綱第9条に定める換地計画等事務委託変更契約書により契約の変更を行うことができる。

#### (権利義務の譲渡等)

- 第11条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、銀行その他の金融機関等であって日本国内に本店又は支店を有するもののうち知事が別に定めるもの及び信用保証協会に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 甲の対価の支払いによる弁済の効力は、長崎県財務会計事務電子計算処理要領に基づき、甲が支払いを予定している日の2日前(「長崎県の休日を定める条例」に規定する休日を除く。)の財務会計端末機の運用時間終了時に審査済入力を行っているものについて、生じるものとする。

#### (甲の任意解除権)

- 第12条 甲は、委託事務が完了するまでの間は、次条又は第14条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### (甲の催告による解除権)

- 第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間 内に履行がないときは、この契約を解除することができる。
  - (1) 正当な理由なく、委託事務に着手すべき期日を過ぎても委託事務に着手しないとき。
  - (2) 委託期間内に委託事務を完了しないとき。
  - (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

#### (甲の催告によらない解除権)

- 第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告その他の手続を要することなく、直ちに契約の解除をすることができる。
  - (1) この委託事務を完了させることができないことが明らかであるとき。
  - (2) 乙がこの委託事務完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (3) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
  - (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
  - (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
  - (6) 第16条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

# (暴力団等の排除に係る契約解除)

- 第15条 甲は、乙が長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱(平成22年9月13日施行)別表1に掲げる 措置要件のいずれかに該当すると認められた場合、催告その他の手続を要することなく、この契約を即時解除 することができる。
- 2 甲が、前項の規定により、この契約を解除した場合には、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わない。
- 3 第1項の規定により契約が解除された場合は、受託者は委託料の100分の10に相当する額を違約金として甲 に支払うものとする。

(乙の解除権)

第16条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

#### (解除に伴う措置)

第17条 この委託事務の完了前に解除された場合は、第8条を準用し精算を行い、乙は交付を受けた委託料に余 剰金が生じたときは、これを返納しなければならない。

### (甲の損害賠償請求等)

- 第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
  - (1) 委託期間内に委託事務を完了することができないとき。
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 乙が、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、委託料の100分の10に相当 する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
  - (1) 第13条又は第14条の規定により委託事務の完了前にこの契約が解除されたとき。
  - (2) 委託事務の完了前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
  - (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
  - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
  - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号の場合においては、甲は、その履行遅滞の日数に応じ、委託料に対し財務大臣が決定する率で 計算した額を乙に請求することができるものとする。

#### (第三者に及ぼした損害)

第19条 委託事務の履行において第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

# (乙の損害賠償請求等)

- 第20条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。
  - (1) 第16条の規定によりこの契約が解除されたとき。
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 甲の責めに帰すべき事由により、第9条の規定による委託料の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受 領金額につきその遅延日数に応じ、財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求するこ とができる。

## (個人情報の保護)

第21条 乙は、この契約による委託事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」 を遵守しなければならない。

# (支出証拠書類の保管)

第22条 乙は、委託事務に関する支出証拠書類を整備し、これを委託事務の完了の翌年度から5年間保存しなければならない。

(取得備品等の引渡し)

第23条 乙は、本委託事務により取得した備品等(長崎県物品取扱規則第10条第1項第2号及び第13条第1項第7号に規定するものをいう。)については、県管理物品として、委託事務完了後速やかに甲へ引き渡さなければならない。

(指導及び監督)

第24条 甲は、この契約事項の実施について、随時に指導及び監督を行うことができる。

(協議)

第25条 この契約書に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)の定めるところによるものとし、この規則及びこの契約書に定めのない事項で約定する必要が生じたとき、又はこの契約に関する事項について疑義が生じたときは、必要に応じて両者協議のうえ定める。

この契約を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 委託者 住所 氏名 長崎県○○振興局長 ○○ ○○⑩

乙 受託者 住所 氏名 OOOO OO OO ⑩ 別記

#### 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第2条第1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な取得)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、業務の目的を達成するために必要な 範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(事業所内からの個人情報の持出しの禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、乙の事業所の外に持ち出してはならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第6 乙は、甲が指示したときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、甲が承諾したときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 第8 乙は、甲が承諾したときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行うものとし、第三者(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。以下同じ。)に委託してはならない。
- 2 乙は、甲の書面による承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。
- 3 乙は、再委託先の第1項に規定する事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。
- 4 乙は、本件委託事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等 を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(業務に従事している者への周知)

第10 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても、当該業務に関して

知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該業務の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

#### (管理体制)

第11 乙は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、管理責任者を特定し、内部における管理体制を確保しなければならない。ただし、この契約により取扱う個人情報が特定個人情報(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。)に該当する場合は、乙は、この契約による業務に従事する者及びその管理責任者(以下「従事者等」という。)を特定し、その管理及び実施体制について、甲に書面で報告しなければならない。なお、当該報告をした後にその内容が変更になった場合も同様とする。

#### (従事者等に対する教育)

第12 乙は、従事者等に対し、個人情報の取扱いについての教育及び監督をしなければならない。

### (特記事項の遵守状況の報告)

第13 乙は、甲から求めがあったときは、この特記事項の遵守状況について甲に対して随時又は定期的に報告しなければならない。

### (調査)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査する ことができる。

#### (事故報告)

第15 乙は、個人情報の漏えい、滅失及びき損等この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

# (派遣労働者の利用時の措置)

第16 乙は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合には、派遣労働者に、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

#### (個人情報の取扱いに関する罰則)

- 第17 法に規定される個人情報の取扱いに関する罰則は、以下のとおりである。
  - (1) 業務に従事している者又は従事していた者に対する刑罰

①正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が 記録された法第60条第2項第1号に係る個人情報ファ イル (その全部又は一部を複製し、又は加工したもの を含む。) を提供したとき	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金 (法第176条)
②その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若し くは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗 用したとき	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 (法第180条)

## (2) (1)の行為についての受託者に対する刑罰

この契約による業務に従事している者又は従事していた者が行った(1)の②の行為については、法第179条の規定に該当する場合においては、Z(法第184条第1項の法人又は人をいう。)に対しても、1億円以下の罰金刑が科せられる。

# (特定個人情報の取扱いに関する罰則)

第18 特定個人情報の取扱いに関する番号法第9章に規定される罰則のうち、この契約による業務に関するものは、以下のとおりである。

(1) 個人番号利用事務(番号法第2条第10項に規定する個人番号利用事務をいう。以下同じ。)又は個人番号 関係事務(番号法第2条第11項に規定する個人番号関係事務をいう。以下同じ。)に従事する者又は従事し ていた者に対する刑罰

①正当な理由がないのに、その業務に関して取り扱った個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工した特定個人情報ファイルを含む。)を提供したとき	4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又はこれ らの併科
②業務に関して知り得た個人番号を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき	3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金又はこれ らの併科

(2) (1)の行為についての受託者に対する刑罰

個人番号利用事務又は個人番号関係事務に従事する者又は従事していた者が行った(1)の①又は②の行為については、乙に対しても、1億円以下の罰金刑が科せられる。

別紙

仕 様 書

# 1. 事業実施方針

換地計画実施要領(昭和49年7月12日付49構改B第1232号構造改善局長通達)に基づき実施する。

# 2. 業務項目及び数量

業務項目	数量	業務項目	数	量
1. 従前図調整		13. 国有地払下げ処理		
2. 従前図再調査		14. 分筆登記		
3. 換地設計基準確定		15. 相続等代位登記		
4. 評価基準及び評価		16. 换地処分		
5. 工事後の土地評価		17. 换地処分登記		
6. 換地計画原案作成		18. 創設農用地換地処理		
7. 一時利用地の指定		19. 面的集積処理		
8.一時利用地変更指定		20. 非農用地換地処理		
9. 換地計画書作成		21. 地役権処理(存続方式)		
10. 換地計画決定		22. 地役権処理 (抹消・再設定方式)		
11. 変更計画書作成		23. 地上権処理		
12. 変更計画決定		24. 確定測量		

# 3. 業務実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

# 4. 業務施行場所

〇〇市〇〇町

様式第3号の次に次の1様式を加える。

様式第3-2号(第4条関係)

#### 換地計画等事務委託契約書

長崎県〇〇振興局長 〇〇 〇〇(以下「甲」という。)と〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、県営〇〇事業〇〇地区換地計画等事務委託について、「県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」(平成15年8月8日長崎県告示第946号。以下「要綱」という。)に基づき、次のとおり契約を締結する。

(目的)

第1条 この契約は、甲が土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2の規定に基づき換地処分を行うに当たり、業務の効率的な推進を図るため事務を委託することについて、必要な事項を定めるものとする。

(委託事項)

第2条 甲は、要綱第2条に掲げる事務のうち、別紙仕様書の事務(以下「委託事務」という。) について乙に 委託する。

(委託期間)

第3条 この契約の期間は、○○年○○月○○日から○○年○○月○○日までとする。

(委託料)

第4条 第2条の委託事務に要する経費(以下「委託料」という。)は、金〇,〇〇〇,〇〇〇円(うち消費税及び地方消費税〇〇〇,〇〇〇円)とする。

(債務負担行為に基づく契約の特例)

第5条 債務負担行為に基づく契約において、各会計年度における委託料の支払額は次のとおりとする。

〇〇年度支払額

金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

(うち消費税及び地方消費税〇,〇〇〇,〇〇〇円)

○○年度支払額

金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

(うち消費税及び地方消費税〇,〇〇〇,〇〇〇円)

(契約保証金)

第6条 乙が甲に納付すべき契約保証金は、免除とする。

(委託事務の処理方法)

- 第7条 乙は、要綱第5条及び第6条に定めるところにより委託事務を処理する。
- 2 乙は、この契約締結後速やかに工程表(様式第8号)を甲に提出する。
- 3 乙は、委託事務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面 による甲の承諾を得た場合にはこの限りではない。

(関係書類の整備等)

第8条 乙は、要綱第7条に定めるところにより関係書類を整備し、甲の必要に応じ報告書を提出し、又は実地 調査に応じるものとする

(報告及び精算)

- 第9条 乙は、委託事務が完了したときは、要綱第8条の規定により委託事務完了届に収支精算書、当該事務委託の成果及び事業実績書を添えて30日以内に甲に提出するものとする。
- 2 甲は、前項の届出に基づき要綱第8条第2項に定める検査を行う。
- 3 乙は、精算によって交付を受けた委託料に余剰金が生じたときは、これを返納しなければならない。

(委託料の支払方法)

- 第10条 乙は、委託料の支払いを受けようとするときは、前条第2項の検査終了後、要綱第11条に定める完成払 請求書を甲に提出するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、必要があると認められる額については、乙の請求に基づき委託料の4割を 限度として前金払をすることができる。
- 3 甲は、第1項の請求書を受理したときは30日以内に、第2項の請求書を受理したときは20日以内に当該金額を支払うものとする。
- 4 甲は、第11条の規定により委託料を減額した場合において、減額後の額が既に支払った金額を下回るときは、その金額を返還させなければならない。

#### (契約の変更)

第11条 甲又は乙は、この契約締結後の事情の変更等によりこの契約の変更を行う必要が生じた場合は、両者協議の上要綱第9条に定める換地計画等事務委託変更契約書により契約の変更を行うことができる。

# (権利義務の譲渡等)

- 第12条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、銀行その他の金融機関等であって日本国内に本店又は支店を有するもののうち知事が別に定めるもの及び信用保証協会に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 甲の対価の支払いによる弁済の効力は、長崎県財務会計事務電子計算処理要領に基づき、甲が支払いを予定している日の2日前(「長崎県の休日を定める条例」に規定する休日を除く。)の財務会計端末機の運用時間終了時に審査済入力を行っているものについて、生じるものとする。

#### (甲の任意解除権)

- 第13条 甲は、委託事務が完了するまでの間は、次条又は第15条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

### (甲の催告による解除権)

- 第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間 内に履行がないときは、この契約を解除することができる。
  - (1) 正当な理由なく、委託事務に着手すべき期日を過ぎても委託事務に着手しないとき。
  - (2) 委託期間内に委託事務を完了しないとき。
  - (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

# (甲の催告によらない解除権)

- 第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告その他の手続を要することなく、直ちに契約の 解除をすることができる。
  - (1) この委託事務を完了させることができないことが明らかであるとき。
  - (2) 乙がこの委託事務完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (3) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
  - (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
  - (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
  - (6) 第17条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

### (暴力団等の排除に係る契約解除)

第16条 甲は、乙が長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱(平成22年9月13日施行)別表1に掲げる

- 措置要件のいずれかに該当すると認められた場合、催告その他の手続を要することなく、この契約を即時解除することができる。
- 2 甲が、前項の規定により、この契約を解除した場合には、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わない。
- 3 第1項の規定により契約が解除された場合は、受託者は委託料の100分の10に相当する額を違約金として甲 に支払うものとする。

# (乙の解除権)

第17条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行が ないときは、この契約を解除することができる。

#### (解除に伴う措置)

第18条 この委託事務の完了前に解除された場合は、第9条を準用し精算を行い、乙は交付を受けた委託料に余剰金が生じたときは、これを返納しなければならない。

### (甲の損害賠償請求等)

- 第19条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
  - (1) 委託期間内に委託事務を完了することができないとき。
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 乙が、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、委託料の100分の10に相当 する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
  - (1) 第14条又は第15条の規定により委託事務の完了前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 委託事務の完了前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって受託者の債務 について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
  - (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
  - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
  - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号の場合においては、甲は、その履行遅滞の日数に応じ、委託料に対し財務大臣が決定する率で 計算した額を乙に請求することができるものとする。

## (第三者に及ぼした損害)

第20条 委託事務の履行において第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

## (乙の損害賠償請求等)

- 第21条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。
  - (1) 第17条の規定によりこの契約が解除されたとき。
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 甲の責めに帰すべき事由により、第10条の規定による委託料の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受 領金額につきその遅延日数に応じ、財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求するこ

とができる。

(個人情報の保護)

第22条 乙は、この契約による委託事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」 を遵守しなければならない。

(支出証拠書類の保管)

第23条 乙は、委託事務に関する支出証拠書類を整備し、これを委託事務の完了の翌年度から5年間保存しなければならない。

(取得備品等の引渡し)

第24条 乙は、本委託事務により取得した備品等(長崎県物品取扱規則第10条第1項第2号及び第13条第1項第7号に規定するものをいう。)については、県管理物品として、委託事務完了後速やかに甲へ引き渡さなければならない。

(指導及び監督)

第25条 甲は、この契約事項の実施について、随時に指導及び監督を行うことができる。

(協議)

第26条 この契約書に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)の定めるところによるものとし、この規則及びこの契約書に定めのない事項で約定する必要が生じたとき、又はこの契約に関する事項について疑義が生じたときは、必要に応じて両者協議のうえ定める。

この契約を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 委託者 住所 氏名 長崎県〇〇振興局長 〇〇 〇〇卿

 乙 受託者 住所

 氏名 〇〇〇〇 〇〇 〇〇 ⑩

別記

#### 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第2条第1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な取得)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、業務の目的を達成するために必要な 範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(事業所内からの個人情報の持出しの禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、乙の事業所の外に持ち出してはならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第6 乙は、甲が指示したときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、甲が承諾したときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 第8 乙は、甲が承諾したときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行うものとし、第三者(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。以下同じ。)に委託してはならない。
- 2 乙は、甲の書面による承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。
- 3 乙は、再委託先の第1項に規定する事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。
- 4 乙は、本件委託事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等 を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(業務に従事している者への周知)

第10 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても、当該業務に関して

知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該業務の目的以外の目的に使用してはならないことなど、 個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

#### (管理体制)

第11 乙は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、管理責任者を特定し、内部における管理体制を確保しなければならない。ただし、この契約により取扱う個人情報が特定個人情報(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。)に該当する場合は、乙は、この契約による業務に従事する者及びその管理責任者(以下「従事者等」という。)を特定し、その管理及び実施体制について、甲に書面で報告しなければならない。なお、当該報告をした後にその内容が変更になった場合も同様とする。

#### (従事者等に対する教育)

第12 乙は、従事者等に対し、個人情報の取扱いについての教育及び監督をしなければならない。

#### (特記事項の遵守状況の報告)

第13 乙は、甲から求めがあったときは、この特記事項の遵守状況について甲に対して随時又は定期的に報告しなければならない。

### (調査)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査する ことができる。

#### (事故報告)

第15 乙は、個人情報の漏えい、滅失及びき損等この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

# (派遣労働者の利用時の措置)

第16 乙は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合には、派遣労働者に、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

#### (個人情報の取扱いに関する罰則)

- 第17 法に規定される個人情報の取扱いに関する罰則は、以下のとおりである。
  - (1) 業務に従事している者又は従事していた者に対する刑罰

①正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が 記録された法第60条第2項第1号に係る個人情報ファ イル (その全部又は一部を複製し、又は加工したもの を含む。) を提供したとき	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金 (法第176条)
②その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若し くは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗 用したとき	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 (法第180条)

## (2) (1)の行為についての受託者に対する刑罰

この契約による業務に従事している者又は従事していた者が行った(1)の②の行為については、法第179条の規定に該当する場合においては、乙(法第184条第1項の法人又は人をいう。)に対しても、1億円以下の罰金刑が科せられる。

#### (特定個人情報の取扱いに関する罰則)

第18 特定個人情報の取扱いに関する番号法第9章に規定される罰則のうち、この契約による業務に関するものは、以下のとおりである。

(1) 個人番号利用事務(番号法第2条第10項に規定する個人番号利用事務をいう。以下同じ。)又は個人番号 関係事務(番号法第2条第11項に規定する個人番号関係事務をいう。以下同じ。)に従事する者又は従事し ていた者に対する刑罰

①正当な理由がないのに、その業務に関して取り扱った個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工した特定個人情報ファイルを含む。)を提供したとき	4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又はこれ らの併科
②業務に関して知り得た個人番号を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき	3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金又はこれ らの併科

(2) (1)の行為についての受託者に対する刑罰

個人番号利用事務又は個人番号関係事務に従事する者又は従事していた者が行った(1)の①又は②の行為については、乙に対しても、1億円以下の罰金刑が科せられる。

別紙

仕 様 書

# 1. 事業実施方針

換地計画実施要領(昭和49年7月12日付49構改B第1232号構造改善局長通達)に基づき実施する。

# 2. 業務項目及び数量

業務項目	数量	業務項目	数	量
1. 従前図調整		13. 国有地払下げ処理		
2. 従前図再調査		14. 分筆登記		
3. 換地設計基準確定		15. 相続等代位登記		
4. 評価基準及び評価		16. 換地処分		
5. 工事後の土地評価		17. 換地処分登記		
6. 換地計画原案作成		18. 創設農用地換地処理		
7. 一時利用地の指定		19. 面的集積処理		
8.一時利用地変更指定		20. 非農用地換地処理		
9. 換地計画書作成		21. 地役権処理(存続方式)		
10. 換地計画決定		22. 地役権処理 (抹消・再設定方式)		
11. 変更計画書作成		23. 地上権処理		
12. 変更計画決定		24. 確定測量		

# 3. 業務実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

# 4. 業務施行場所

〇〇市〇〇町

様式第6号を次のように改める。

様式第6号(第9条関係)

## 換地計画等事務委託変更契約書

年 月 日に契約を締結した、県営〇〇事業〇〇地区換地計画等事務委託について、県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱第9条の規定に基づき、その内容を下記のとおり変更する。

- 1. 仕様書 別紙のとおり
- 2. 委託料 原契約書第4条

 一金
 円

 (うち消費税及び地方消費税
 円)を、

 一金
 円

 (うち消費税及び地方消費税
 円)に変更する。

 (※原契約からの増減
 円)

 うち消費税及び地方消費税
 円)

3. 委託期間 原契約書第3条

 年 月 日 ~ 年 月 日を、

 年 月 日 ~ 年 月 日に変更する。

4. その他 本変更契約書に定めのない事項については原契約書のとおりとする。

本書は同文2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保持するものとする。

年 月 日

 甲 委託者 住所

 氏 名

 乙 受託者 住所

 氏 名

別紙

変 更 仕 様 書

# 1. 事業実施方針

換地計画実施要領(昭和49年7月12日付49構改B第1232号構造改善局長通達)に基づき実施する。

業務項目		量	業務項目	数	量
未份也日	変更前	変更後	大伤·埃口 	変更前	変更後
1. 従前図調整			13. 国有地払下げ処理		
2. 従前図再調査			14. 分筆登記		
3. 換地設計基準確定			15. 相続等代位登記		
4. 評価基準及び評価			16. 换地処分		
5. 工事後の土地評価			17. 换地処分登記		
6. 換地計画原案作成			18. 創設農用地換地処理		
7. 一時利用地の指定			19. 面的集積処理		
8. 一時利用地変更指定			20. 非農用地換地処理		
9. 換地計画書作成			21. 地役権処理(存続方式)		
10. 換地計画決定			22. 地役権処理(抹消・再設定方式)		
11. 変更計画書作成			23. 地上権処理		
12. 変更計画決定			24. 確定測量		

# 2. 業務施行場所

〇〇市 〇〇町

様式第6号の次に次の1様式を加える。

様式第6-2号(第9条関係)

# 換地計画等事務委託変更契約書

年 月 日に契約を締結した、県営〇〇事業〇〇地区換地計画等事務委託について、県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱第9条の規定に基づき、その内容を下記のとおり変更する。

- 1. 仕様書 別紙のとおり
- 2. 委託料 原契約書第4条

 一金
 円

 (うち消費税及び地方消費税
 円)を、

 一金
 円

 (うち消費税及び地方消費税
 円)に変更する。

 ※原契約からの増減
 円

 うち消費税及び地方消費税
 円

3. 債務負担行為に基づく年度別支払額 原契約書第5条

〇〇年度支払額 円 円) (うち消費税及び地方消費税 〇〇年度支払額 円 (うち消費税及び地方消費税 円)を、 〇〇年度支払額 円 (うち消費税及び地方消費税 円) 〇〇年度支払額 Н 金 (うち消費税及び地方消費税 円)に変更する。 (※原契約からの増減 円 〇〇年度支払額 金 円 うち消費税及び地方消費税 〇〇年度支払額 金 円 うち消費税及び地方消費税 円 ,

4. 委託期間 原契約書第3条

 年 月 日 ~ 年 月 日を、

 年 月 日 ~ 年 月 日に変更する。

5. その他 本変更契約書に定めのない事項については原契約書のとおりとする。

本書は同文2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保持するものとする。

 年 月 日

 甲 委託者 住所 氏 名

 氏 名

 印 氏 名

別紙

変 更 仕 様 書

# 1. 事業実施方針

換地計画実施要領(昭和49年7月12日付49構改B第1232号構造改善局長通達)に基づき実施する。

業務項目		量	業務項目	数	量
	変更前	変更後		変更前	変更後
1. 従前図調整			13. 国有地払下げ処理		
2. 従前図再調査			14. 分筆登記		
3. 換地設計基準確定			15. 相続等代位登記		
4. 評価基準及び評価			16. 换地処分		
5. 工事後の土地評価			17. 换地処分登記		
6. 換地計画原案作成			18. 創設農用地換地処理		
7. 一時利用地の指定			19. 面的集積処理		
8.一時利用地変更指定			20. 非農用地換地処理		
9. 換地計画書作成			21. 地役権処理(存続方式)		
10. 换地計画決定			22. 地役権処理(抹消・再設定方式)		
11. 変更計画書作成			23. 地上権処理		
12. 変更計画決定			24. 確定測量		

# 2. 業務施行場所

〇〇市 〇〇町

# 長崎県告示第475号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年7月4日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道 路 線 名 平戸江迎線 道路の区域

区間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
平戸市田平町小手田免字八幡崎861番4地先から	前	13. 3~57. 3	107. 3	
平戸市田平町小手田免字八幡崎911番2地先まで	後	13. 3~36. 5	107. 3	

#### 長崎県告示第476号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2 週間、一般の縦覧に供する。

令和5年7月4日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 平戸江迎線	平戸市田平町小手田免字浮津852番2地先から 平戸市田平町小手田免字八幡崎911番2地先まで	令和5年7月11日

報

# 公 告

### 大規模小売店舗の変更事項届出 (公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和5年7月4日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 届出の概要
  - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アミュプラザ長崎

長崎県長崎市尾上町1番1号

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

九州旅客鉄道株式会社

福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(4) 変更の年月日

令和5年4月1日 外

2 届出年月日

令和5年6月15日

- 3 関係書類の縦覧
  - (1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

県政情報コーナー(県庁1階県政資料閲覧エリア内)及び長崎市商工部商工振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

# 土地改良区の役員の就任(公告)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、長与岡土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があった。

令和5年7月4日

長崎県知事 大石 賢吾

				就 任 役 員 理 事
	氏	名		住 所
Щ	П	賢	剛	西彼杵郡長与町岡郷1358
Щ	下	勝	治	西彼杵郡長与町岡郷580-1
入	江	武	則	西彼杵郡長与町岡郷1350
柳	原	武	仁	西彼杵郡長与町岡郷650-10
櫻	木	清	次	西彼杵郡長与町岡郷699

就 任 役 員 監 事 永 田 武 利 西彼杵郡長与町岡郷1813

# 土地改良区の定款変更の認可(公告)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更(令和5年3月17日総会議決)を認可した。

令和5年7月4日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 八斗木土地改良区 認可年月日 令和5年6月27日

## 県営土地改良事業変更計画の決定(公告)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定に基づき、宮長地区県営水利施設等保全高度化事業畑地帯総合整備事業(畑地帯総合整備中山間地域型)(区画整理工)を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業変更計画書を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第88条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内(上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内)に、長崎県(知事が被告の代表者となる。)を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年7月4日

長崎県知事 大石 賢吾

1 縦覧に供すべき書類の名称

宮長地区県営水利施設等保全高度化事業畑地帯総合整備事業(畑地帯総合整備中山間地域型) (区画整理工)

2 縦覧期間

令和5年7月4日から令和5年7月24日まで

3 縦覧場所

平 日:佐世保市役所 農林水産部 農林整備課

川棚町役場 産業振興課

土日祝日: 佐世保市役所守衛室(北口管理人室)

川棚町役場庁務員室

# 監查委員公表

#### 監查委員公表第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定に基づき、長崎県知事から令和4年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年7月4日

長崎県監査委員 下田 芳之

同 砺山 和仁

同 近藤 智昭

同 饗庭 敦子

R05-01090-02125 令和5年6月19日

長崎県監査委員 下田 芳之 様 長崎県監査委員 砺山 和仁 様 長崎県監査委員 近藤 智昭 様 長崎県監査委員 饗庭 敦子 様

長崎県知事 大石 賢吾

令和4年度包括外部監査の結果に基づく措置について (通知)

このことについて、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知いたします。

# <テーマ>長崎県の離島・半島振興に関する事務の執行について

# Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論

第1	地域振興部	 1
第2	企画部	 2
第4	産業労働部	 4
第5	水産部	 7
第6	農林部	 9

# Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論 第1 地域振興部

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 31		長崎県地域産業雇用創出チャレンジ支援事業補助金 移住支援事業	(措置済)	
	くり推			
	進課	【チェックリストの記載が不十分なものがある】	令和5年度以降にお	
			いて、事業の開始時に	
		一件記録中、記載が途中で終わっている未完成のチェックリストが綴じられているもの	一件記録のファイルを	
		があった。県の通知にもあるように、チェックリストは補助金交付事務の適正化という重	作成する際、オモテ表	
		要な目的のために作成されているのであるから,一件記録には完成したチェックリストが	紙の裏側にチェックリ	
		なければ適正な事務が行われたか検証することに支障が生じる可能性がある。	ストを貼り付けること	
			で、以降の事務処理に	
		事業の一件記録には、完成されたチェックリストを綴じておくべきである。(指摘事項)	おけるチェックリスト	
			へのチェック漏れを防	
			ぐとともに、複数人で	
			の確認を徹底しており	
			ます。	

# III 包括外部監査の結果報告・各論 第2 企画部

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 43	デジタ	Society5. 0加速化補助金	(措置済)	
	ル戦略	【事業計画書と事業報告書の内容の確認が不十分である】	<b>△和 4 年 库C:</b>	
	課	【事来計画者と事来報告者の内谷の確認が个十分である】 	令和4年度Society 5.0加速化補助金にお	
		│ │ 株式会社西海クリエイティブカンパニーに対する本事業による補助金交付について、事		
		業計画書には、「事業のスケジュール」という項目に、システムの構築のスケジュールが	事業が実施されてお	
		記載されていた。そこには、①必要手続き精査(自治体業務の把握、連携):令和3年10		
		月~12月、②システムの開発: 令和 4年 1 月~ 2 月、③システム運用習熟(自治体との連		
		携):令和4年1月~2月、④システムの稼働・実証:令和4年1月~3月と記載されていた。	書の記載が事業報告書	
		これに対して、事業報告書には、「開発期間」として令和4年1月10日~同年2月28		
		日、「実証期間」として令和4年3月1日~同年3月30日と記載されていた。	とがないことを確認し	
		これらの記載によれば、システムの稼働・実証期間が当初の事業計画書で予定されてい	ました。	
		た期間と事業報告書で報告された期間が異なっているかのように読み取れる。		
		これについて、当課のヒアリングによれば、上記②のシステムの開発の期間と、④のシステムの稼働・実証の期間が重なっており、これはシステムの最適化を図る期間として開		
		計画書の記載のとおりに実施されているとのことだった。		
		事業計画書及び事業実績報告書等は、次のとおり、長崎県補助金等交付規則4条及び5		
		条、並びに、同規則13条及び14条に規定されている。(監査結果報告書44頁参照)		
		このように、補助事業者が県に提出すべき事業計画書等は、補助金交付の必要性・相当 性を審査するためのものであり、また事業実績報告書等は、実施した事業の成果が交付決		
		任を脅負するためのものとあり、また事業美績報告責守は、美麗した事業の成業が受情が、 「定の内容等と適合することを調査するためのものである。したがって、かかる趣旨から、		
		事業実績報告書は、事業計画書の内容に従ってどのように事業が実施されたかが明確に記		
		載されている必要がある。しかし、本事業における事業報告書は、事業計画書の記載に対		
		応してどのように補助対象事業が実施されたかを明確に記載されるべきところ、記載項目		
		が異なっているため事業計画書と対照して確認することが出来ず、明確性に欠けると言え		
		る。 本事業はICT等を活用したシステム等の実証実験をその補助の対象とするものであり、		
		実施した事業の成果が交付決定の内容等と適合することを確認するためにも、実証実験の		
		期間は重要な事項である。そのため、本件については、実証実験の期間など事業計画書の		
		記載に対応する形で事業報告を求める等の指導をすることが望ましい。		
		事業報告書は、事業計画書の記載に対応してどのように補助対象事業が実施されたかを		
		明確に記載されるべきであり、事業計画書との対照性に欠ける場合には、事業計画書の記		
		載内容に対応する形で報告を求める等の指導をすることが望ましい。(意見)		

# III 包括外部監査の結果報告・各論 第2 企画部

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 46	デジタ	管理職向けDX施策立案講座実施業務委託	(措置済)	
	ル戦略課	【仕様書と見積り内容に齟齬がある】	幹部職員向けの講演	
	課.	【仕様書と見積り内容に齟齬がある】	など、通常の講演と比をれて、高度の専門性をめて、高度の専門性のの場所をいっても、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが	
		<u> 査等を必要とする講演依頼の場合には、仕様書の業務内容や委託内容にその専門性や基礎調査等の必要性についても記載すべきである。(指摘事項)</u>		

# Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論 第4 産業労働部

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 51	企業振興課	長崎県地場企業工場等立地促進補助金 【補助金の支出確定通知書に記載されている報告事項が報告されていない】	(措置済) 令和3年度までに本	
		補助事業者に対する支出確定通知書には「交付を受けた日から5年を経過するまで定期的(おおむね四半期ごと)に雇用の状況等について報告しなければならない」と記載されている。しかし、担当者に確認したところ、雇用状況等についておおむね四半期ごとの定期報告までは求めておらず、年に1回補助事業者から決算書の提出を受け、そこに記載されている従業員数などを見て雇用の状況を確認しているとのことである。この「交付を受けた日から5年を経過するまで定期的(おおむね四半期ごと)に」の定期報告は、補助金の交付要件を直接確認するためのものではなく、長崎県地場企業工場等設置特別奨励措置要綱や長崎県地場企業工場等立地促進補助金事務取扱要領にも規定されていない。しかし、補助金を交付した後の補助事業者の雇用状況に関するデータは、雇用機会の確保という本事業の目的に関連し、本事業による雇用に関する効果を検証する上で有用なデータになり、そのため支出確定通知書におおむね四半期ごとの定期報告を行うよう求めていると考えられる。県はこうした定期報告が補助事業者からなされていない場合は、報告を求めることが望ましい。  補助金の支出確定通知書に記載されているとおり、補助事業者に対して補助金の交付を受けた日から5年を経過するまで定期的(おおむね四半期ごと)に雇用の状況等について報告を求めることが望ましい。(意見)	出から5年間、おおむ状 ね四半期ごとに雇用ないります。 ます。 また、令和4年度と 降に本補助を支してに る事業確定けたる年本でも 大出で受力とで、 を経対している。 が、定年事の が、定年事の が、で年事の が、で年事の が、でに、 が、 が、に、 が、に、 が、に、 が、に、 が、に、 が、に、 が、に、 が、に、 が、に、 が、に、 が、 が、に、 が、に、 が、に、 が、に、 が、に、 が、に、 が、に、 が、に、 が、に、 が、に、 が、 が、に、 が、に、 が、に、 が、に、 が、に、 が、に、 が、に、 が、に、 が、に、 が、に、 が、 が、に、 が、に、 が、に、 が、に、 が、に、 が、に、 が、に、 が、に、 が、に、 が、に、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が	
p. 59	未来 材 旧定 者 課)	離島・半島高校生インターンシップ推進事業業務委託 【前払いの必要性の検討結果の記録化】 本委託業務については、令和3年7月21日に委託料4,545,970円のうち、4,132,700円が前払いで支払われているが(後に減額変更で2,057,660円が戻入)、受託者が提出した委託料の前払い請求書には、前払いの必要性が記載されていない。委託契約上、委託料は業務完了後に支払われるのが原則とされているが、「必要と認められる金額」については、受託者の請求により、前払金により支払うことができるとされている。通常、前払金については、受託者にその必要性を疎明させる必要があるが、本委託契約は、県が実費の金額を算出しているため、受託者に前払いの必要性を疎明させる必要まではないと考える。 県は、前払いの必要性については検討しているものの、前払いの必要性を検討した上で支払いを判断した旨を記録化していない。 前払金については、県がその必要性を吟味し、必要があると判断した場合には、その旨を記録化しておくべきである。(指摘事項)	要性の検討結果を詳細 に記録いたしておりま	
p. 59	未来人 課若着課)		内容が分かるよう、詳 細に記載することとい	

# Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論 第4 産業労働部

報告書頁 所管	朝 <b>山</b> 項 目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 62 未来人 材 課 (旧雇		(措置済) 令和4年度の事業で	
用労働政課)		は、令和3年度に就職 決定した参加者の感想 を動画で配信し、自ら の言葉で語っていただ くことで、参加意に努 めております。 加えて、都市部の転 職希望者の割合を取組とし て、長崎県東京事務所	
	本委託事業については、実際に県内企業に転職した参加者の感想や意見を集約して情報 提供を行う、都市部在住者に対して本委託事業を周知するための広報活動を強化するなど して、参加者に占める都市部の転職希望者の割合を高めていく方策を検討していくことが 望ましい。(意見)	した県外求職者へのダ イレクトメール送信を	
p. 65 未来人 材 課		(措置済)	
(村) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	【事業効果等の検証】	難しいものの、成果目標を達成できなない。 要因に合きないででは受るというないででではなるという。 を選切に他業者にもいるできない。 を実施した、令和よりを実施でにはした。 年度を大幅で見直します。 見直したが、況についました。 見ましては、 県内就職を希望する I	

# Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論 第4 産業労働部

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 66	未来人		(措置済)	18世川四人は7夜ッカ川生
р. 00	不材 (用政課) (用政課)	【1者応札への対応】	令和4年度の競争入が れでは2者から応礼解 あり、1者応礼は解 できております。 本事で付年年のの を本事で付年のの をでは を本事で付年のの をでは、 をののでであり、 大の企業のでは、 関係ののであり、 大のであり、 大の企業のであり、 関係のは、 関係ののであり、 といるとは、 といるとは、 といるとは、 といるとは、 といるとなる。 といるとなる。 といるとは、 といるとなる。 といると、 といる。 といると、 といると、 といると、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、	
p. 67	未材(旧労策	【質問・回答の集約とその共有】	社員向け研修内容に ついて、企業の人事担 当者に研修内容や参加 者感想等のレポートを フィードバックするよ	
p. 67	未来材(旧政課)	若手人材定着・育成促進に関するオンラインセミナー等開催業務委託 【個別相談参加への躊躇】	業で対応することと し、本セミナー事業で の個別相談は廃止いた	

# Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論 第5 水産部

F	項 目 11.2017.44.44.44.44.44.44.44.44.44.44.44.44.44	措置状況	措置計画又は今後の方向性
F	4) 1, 4) 60 7 st (st TAN A) A AAHK W at W at 45 UL A		
ズ 作 し さ す え え え え え え え え え え え え え え え え え え	ひとが創る持続可能な漁村推進事業費補助金 【実績報告に研修時間の報告のないものがある】 漁業就業実践研修事業における実績報告として各地域から研修実績表や研修日誌の写しが提出されている。その多くには実施された研修の時間も記載されているが、なかには研修時間が記載されていないものもあった。漁業就業実践研修事業実施要領には実績報告として研修時間の報告までは求めていないが、補助対象とされている研修の内容や実施状況を確認する上で研修時間は基本的な要素のひとつと思われる。また、本事業の補助対象である漁業定着支援研修においてはその事務取扱要領「第3 2」で日付、曜日、天候、場所、研修内容、研修時間等を研修実施日ごとに記載した研修日誌(様式第8号)の提出を求めている。漁業就業実践研修事業においても、実績報告として研修時間の報告を求めることが望ましい。	(措置済) ご意見に対しまして は、令和5年度の研修 事業から研修生に対し て研修日誌へ研修時間 を記載するよう、市町 へ指示いたしました。	
	漁業就業実践研修に対する補助事業においても、実績報告として研修時間の報告を求めることが望ましい。(意見)		
営課	特続可能な新水産業創造事業費補助金 【概算払いの必要性に関する記載が十分でない】 本補助事業のうちの箱崎漁協の冷凍機更新事業において概算払いがなされているが、そ の理由として「設置にあたって契約の相手方に代金を支払う必要がある」と記載されてい		
さ さ さ	る。これには、具体的な契約条件や支払時期に関する記載がなく、概算払いの必要性を判断するには不十分と言わざるを得ない。また、本事業は国の地方創生交付金の交付対象であり、その関係で年度内に支払を完了させる必要があってこれも概算払いの理由のひとつということであるが、その旨の記載はなかった。概算払いは例外的な支払方法と位置付けられるものであるから、その理由は不足なく具体的に記載することが望ましい。 補助金の概算払いは例外的な支払方法と位置付けられるものであるから、その理由は不	が、今後は、事業主体 が概算払いを請求して きた際にその理由につ いて具体的に記載す るよう指導するととも に、概算払いの可否に ついて適切に対応して	
	足なく具体的に記載することが望ましい。(意見)	まいります。	
工課 文名 作気言 戸 の うまで角が 目 いぎ い 存ま し 目 さ	県産水産物国内販売強化事業費補助金 【事業計画書と事業報告書の内容の差が大きく、具体的記載に欠けるものがある】 長崎県補助金等交付規則4条及び5条,並びに、同規則13条及び14条は、補助事業者に対し、次のとおり事業計画書や事業実績報告書等の提出を求めている。(監査結果報告書等9~90頁参照) このように、補助事業者が県に提出すべき事業計画書等は、補助金交付の必要性・相当性を審査するためのものであり、また事業実績報告書等は、実施した事業の成果が交付決定と審査するためのものである。したがって、事業実績報告書の記載内容に、当該事業の成果が交付決定と適合することを調査しうる程度に具体的な記載内容でなければならない。 本事業のうち、大消費地商談会等出展支援事業において、事業計画書と事業実績報告書の記載内容の差が著しいものが散見された。具体的には、事業計画書と記載されている販売促進等の数値目標が、事業実績報告書では大きく達していないものが多数見られた。無論、近年は新型コロナウイルス感染値の影響等もあり、事業計画どおりに事業を実施できるものである。しかし、大消費地商談会等出展支援事業においては、監査対象となった補助事業のほぼ全てが、事業実績報告書における実績値が事業計画書における数値目標と日できるものである。しかし、大消費地商談会等出展支援事業においては、監査対象をなった補助事業のほぼ全でが、事業実績報告書における実績値が事業計画書における数値目標とほぼ変わらない数値が記載されているものが多かった。さらに、事業計画書における数値目標とほぼ変わらない数値が記載されているものが多かった。さらに、事業計画書における数値目標とほぼ変わらない数値が記載されている場の数値目標とほぼ変わらない数値が元まされている原因等については、例えばが記載されている原因等については、例えばが割型コロナウイルス感染症の影響により」という程度に具体的な内容とは評価できない。 県は、事業計画書や事業実績報告書等の上記のような趣旨や役割を再確認した上で、補助事業者に対し、交付決定の審査や交付額確定のための調査ができる程度に具体的な内容を記載するよう指導すべきである。		

# Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論 第5 水産部

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 88	水産加工流通課		(措置済) 今後は、同様の記載 誤りが発生しないよう、課のチェック体制 を見直し、課内での決 裁の際のチェックを強	
		補助金とはその趣旨目的を異にした別の補助金である。しかし、県は「令和3年度長崎海の恵み消費拡大事業費補助金交付請求書」と記載された概算払い請求書をそのまま受け付け、本事業費補助金の概算払いを行っている。 補助金には、それぞれ補助金毎に実施要綱等が定められている。本件が仮に単なる誤記載であったとしても、補助金の交付請求書が補助金交付において重要な書類であることに鑑みれば、提出書類の十分な確認を怠っていると言わざるを得ない。補助金の交付請求書は十分にその記載内容を確認し、仮に異なる補助金名が記載されていたような場合には、正しい記載内容の補助金交付請求書の提出を求めるべきである。		
		いたような場合には、正しい記載内容の補助金交付請求書の提出を求めるべきである。 (指摘事項)		
p. 91	水産加工漁	令和3年度「長崎俵物」品質基準管理業務委託 【前金払請求の必要性が十分に示されていない】 本委託業務においては、委託契約書6条2項に「委託料のうち必要と認められる額については、乙(委託事業者)の請求に基づき、前金払により支払うものとする」と定められている。そして、かかる契約条項に基づき、本委託業務においては委託事業者から前金払請求書が提出され、県は前金払いを行っている。しかし、委託事業者から提出された前金払請求書には、単に経費明細書が添付されているのみであり、前金払の必要性については何らの記載もなく、必要性について疎明されている書類等の添付もなかった。ヒアリングの結果、担当課は受託業者に確認し、前金払いの妥当性、必要性について確認して、支出命令書の摘要欄に記載しているとのことだった。 委託契約における報酬請求については、その法的性質が民法上の請負契約であっても委任契約ないし準委任契約であっても、業務が完了し成果物の確認を行った後の後払いが原則的取扱いである。そのため、令和元年度の包括外部監査においても、委託契約において契約金額の前払いを可能とする条項については、「前払いの必要性が認められるとき」などの条件を付けるなどして改めるべきであるとする意見が出されている。本委託業務は、契約条項については「企要と認められる委託事業者からの前金払請求書には、前払いの必要性についての記載や疎明する何らかの資料などは添付されておらず、前払いの必要性について分に示されているとは言いがたい。 県は、委託契約において前払請求がなされた場合には、委託事業者に対して委託料の前払いの必要性について示すよう指導すべきである。	表および必要性等)を 行うように指導すると ともに、前払いの可否 について適切に対応し	
		県は、委託契約において前払請求がなされた場合には、委託事業者に対して委託料の前 払いの必要性について示すよう指導すべきである。(指摘事項)		

# Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論 第6 農林部

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 98	農山村振興課	長崎県中山間地域等直接支払交付金  【現地調査の報告書が一件記録に綴られていない】  本事業の交付金チェックリストの「現地調査」の欄には、抽出検査時に確認予定である旨が記載されている。 県は、その後、抽出検査を実施して調査、確認を行っているが、検査の報告に関する書面が一件記録に綴られていないため、いつ、誰が、どのような現地調査を行ったのか、一件記録からは確認することができない。  補助事業の一件記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などに関する書類を編綴するのが望ましい。(意見)	(措置済) 今後、抽出検査の報告書を補助事業の現地調査の記録として編纂することといたします。	
p. 101	農山村振興課	直売所セミナー事業業務委託 【意見、要望、感想等の集約・共有が不十分である】 本事業は平成30年度からの継続事業であるところ、セミナー参加者(参加希望者を含む)あるいは直売所運営者の意見、要望、感想等を集約することなどは行われていない。本事業は全国的にもあまり例をみない事業であり、このような事業を扱える受託者は全国的にみても多くないことに照らせば、上述のような意見、要望、感想等を集約するなどして、その情報を共有し、必要であればその情報を提供できるようにしておくことは重要といえる。 本事業においては、セミナー参加者(参加希望者を含む)あるいは直売所運営者の意見、要望、感想等を集約し、その情報を共有し、必要であればその情報を提供できるようにしておくことが望ましい。(意見)	を実施し、要望・感想	
p. 103	農業経営課	長崎県青年農業者等育成センター事業費補助金 【年度全体の事業計画が示されていない】 本補助事業において提出された当初の事業計画書には、年度前半分の事業計画しか記載されておらず、その後、事業計画変更申請書が提出され、年度後半分の計画が追記されるに至っている。 県としては、年度全体を通した事業計画を踏まえて、補助金交付決定を出すため、年度前半分の事業計画のみでは、補助金交付決定を出すか否かの判断はできないのが通常である。 そこで、事業計画書の提出を求めるに当たっては、年度全体を通した事業全体の計画を記載してもらうべきであり、県としては、補助金の交付申請をする事業者に対して、そのような指導をすべきである。 事業計画書の提出を求めるに当たっては、年度全体を通した事業全体の計画を記載してもらうべきであり、県としては、補助金の交付申請をする事業者に対して、そのような指導をすべきである。(指摘事項)	(措置済) 令和4年度事業から、年度全体を通した事業の計画を記載するように改めております。	

# Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論 第6 農林部

和生事百	示公	т Т	<b>  本語作</b>	性黒計画立けな後の十戸時
報告書頁	所管	項 目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 103	農業経営課	長崎県青年農業者等育成センター事業費補助金 【概算払いの必要性の検討が不十分である】	(措置済) 令和4年度事業から、概算払交付請求書	
		本補助事業においては、令和3年7月1日に補助額10,635,000円全額が概算払いで支払われている。 ここで、補助金等の交付方法に関する長崎県補助金等交付規則16条の定めは次のとおりである。(監査結果報告書105頁参照) このように、同条2項は、補助金等の交付が原則として精算払い、後払いであり、概算払いは「特に必要があるとき」の例外的な扱いであることを定めている。 本補助金が事業実施のため、一定の概算払いが必要となることは理解できるが、補助額10,635,000円のうち8,108,000円が職員の給与、賃借料等であるため、補助額全額の概算払いが「特に必要」とは考え難い。また、当初の事業計画書は年度前半分のみの提出にとどまり、年度後半分の事業計画は明らかにされていなかったのであるから、その点においても、補助額全額の概算払いが「特に必要」とは認め難い。そこで、今後は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。また、同規則16条2項が同条1項を準用していることからすると、概算払いによる交付を求める補助事業者が、概算払交付請求書を提出する際に、県に対し、概算払いを求める必要性を示すのが適切である。  県は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討することが望ましい。(意見)	ら、概算払交付請求書を提出する際に事業実施主体に対し支出計画の提出を求め、概算払いの必要性を審査の上、支出するように改めております。	
p. 106	農業経営課	産地と地域を支える集落営農育成推進事業費補助金 【概算払いの必要性を判断するための理由が不明確である】 補助事業者は、エスコートランナー支援事業にかかる概算払いの理由について、「集落営農育成推進のための活動資金が必要だが、当団体は自己資金がなく、不足金が発生する。安定した事業展開を図るためには、概算払いが必要である」旨記載しているが、この記載だけでは、集落営農育成推進のための活動資金のうち、具体的にどのような活動について概算払いを行う必要があるのか、概算払いを行うとして、どの程度の金額を支払うべきなのかを判断するのは、困難といえる。ここで、補助金等の交付方法に関する長崎県補助金等交付規則16条の定めは次のとおりである。(監査結果報告書107頁参照)このように、同条2項は、補助金等の交付が原則として精算払い、後払いであり、概算払いは「特に必要があるとき」の例外的な扱いであることを定めている。したがって、県においては、概算払いの必要性を慎重に検討してもらう必要があり、概算払いによる交付を求める補助事業者に対しては、県において必要性の検討ができるよう、具体的な理由を示させることが望ましい。(意見)	概算払いを行うのか等 具体的な理由を明記す るよう令和5年度事業	
р. 108	農産園芸課	産地生産基盤パワーアップ事業費補助金 【現地調査の報告書が一件記録に綴られていない】 本事業における補助金チェックリストの「現地調査」の欄には、8月までに実施予定といった記載がなされており、その後、現地調査が実施された報告書などは一件記録に綴られていない。 県は、その後、現地調査を行っているが、その報告に関する書面が一件記録に綴られていないため、いつ、誰が、どのような調査を行ったのか、一件記録からは確認することができない。 補助事業の一件記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などに関する書類を編綴するのが望ましい。(意見)	(措置済) 令和4年度(令和3年度実施事業)まで、完了確認検査結果につては別フおりました。今年度(令和各交にののよりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまります。 一次のは、一次のは、一次のは、一次のは、一次のは、一次のは、一次のは、一次のは、	

# 令和4年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

# Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論 第6 農林部

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 111	農産加 工流通	長崎農産物商品力強化事業(産地販売力強化)費補助金	(措置済)	
	課	【補助事業の遂行状況報告に具体的な内容の記載のないものが見られた】 補助事業者に対する状況報告等に関する長崎県の規定は次のとおりである。(監査結果報告書112頁参照) 小売担当者等との協議を補助事業 (販売強化対策) とするもののなかに、証拠書類の写しとして協議を行った小売担当者の名刺のコピーが添付されていたが、具体的にどのような内容の協議が行われたかの報告がなされていないものがあった。他の補助事業者からは協議や商談のおおまかな内容が報告されていることが多く、協議の内容が報告されていない理由を県の担当者に聞いたところ、出張報告書が民間事業者である補助事業者の社外秘書類になっていて(営業活動上の秘密事項に該当するため)提出できないためということであった。 当該事業に関しては県の担当者による現地調査において確認が行われ、適正との判断がなされているし、補助事業者が社外秘としている出張報告書そのものの提出を求める必要まではないと考えられる。しかし、上記実施要綱が補助事業の遂行状況の報告と証拠書類の写しの提出を求める趣旨・目的は、補助事業が適正に実施されたことを確認するとともに、補助事業の結果・効果を把握・検証して必要な改善等につなげることも含まれると考えられる。そうであれば、補助事業の活動に支障が生じない程度の概要的な内容の報告を受け、その報告内容について適正な情報管理を行うなどの方法によって補助事業者からできる限り具体的な補助事業遂行状況の報告を受けることが望ましい。 補助事業の遂行状況について補助事業者の活動に支障が生じない限度で、できる限り具体的な補助事業者の活動に支障が生じない限度で、できる限り具体的な補助事業者の活動に支障が生じない限度で、できる限り具体的な補助事業者の活動に支障が生じない限度で、できる限り具	の協議等については、 事業実施主体の活動に 支障が生じない範囲 で、協議や商談のおお まかな内容について報 告を行うよう指導を行 い、県が補助事業の結	
		体的な内容の報告を受けることが望ましい。(意見)		
p. 115	畜産課	畜産クラスター構築事業費補助金 【一般競争入札で1者応札の案件があった】 本事業において、一般競争入札で1者応札の案件があった。事業実施主体が補助事業者である市町の指導を受けながら入札手続きを進めた結果、1者応札となったものであって、入札手続きそのものにルール違反はなかった。しかし、県が行う補助事業に関しては入札での1者応札解消に向けたルールやマニュアルがあり、各市町においても同様と思われる。市町が補助事業者として入札等の取り進めの指導等を行う間接補助の案件についても、県は市町と協議して、1者応札の解消策を検討することが望ましい。 補助事業者が市町であって、市町が事業実施主体の行う入札を指導等する案件についても、県は市町と協議して、1者応札の解消策を検討することが望ましい。(意見)		

# 令和4年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

# III 包括外部監査の結果報告・各論 第6 農林部

第6	でまる。			
報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 117	畜産課	長崎和牛肥育素牛導入事業費補助金	(措置済)	
		【本事業が十分に利用されていない】 本事業では肥育素牛購入費に関して1頭につき定額50千円の補助がなされるが、昨今の子牛価格高騰のために補助を受けても採算がとれず導入計画を中止する補助事業者が出ているとのことである。子牛価格高騰は今後も続く可能性が高いようであり、このままでは本事業が存在する意味が問われかねない可能性もある。長崎和牛の生産維持・拡大を図るうえで肥育素牛の導入が増えるようにすることは必須と思われる。本事業による補助金が最大限に利用されるよう、子牛価格の変動に応じて補助額や補助率を柔軟かつ機動的に設定できる制度の導入が望ましい。  価格が高騰している肥育素牛の導入を支援するための補助金については、最大限に利用されるよう、子牛価格の変動に応じて補助額や補助率を柔軟かつ機動的に設定できる制度の導入が望ましい。(意見)	じ、補助を受けても採 算がとれず導入計画を 中止する補助事業者が 出ております。 子牛価格は市場での セリ結果によって、通 年を通して変動が生 じるものの、特に年	
p. 117		長崎和牛肥育素牛導入事業費補助金	まいります。 (措置済)	
		【畜産事業者への支払の証票がファイルされていない】 本事業 (肥育素牛導入事業) の補助事業者は農業協同組合であり、県は同組合に補助金を支出するが、これは同組合が肥育素牛を導入した畜産事業者に補助金相当額を支払うことが前提となっている。補助事業者である農業協同組合等は本事業による補助を希望する畜産事業者の窓口業務を行うことが予定されている。本事業の実績報告関係の資料を確認したところ、農業協同組合による畜産事業者への支払に関する証票がファイルされていなかった。県の担当者に確認したところ、現地調査で畜産事業者への支払は確認しているとのことであり、また、こうした証票のファイルはで定上求められていないようである。しかし、補助事業者が補助対象経費支出に関する証票を添付して実績報告を行うことは一般的と考えられる。補助事業者から実績報告を受ける際、少なくとも主要な補助対象経費についてはその支出に関する証票の提出を受けてファイルしておくことが望ましい。(意見)		
p. 119	· TENT TO THE TEN	一貫生産体系又は長崎型新肥育技術取組農家経営分析業務委託 【競争入札で1者応札が続いている】  本事業の委託先である一般社団法人長崎県畜産協会は一般競争入札によって選定されているが、同協会による1者応札が続いており、競争入札が形骸化しているおそれがある。出納局会計課長名で発せられた平成26年11月14日付「1者応札への対応について」(26会第68号)に従い、①参入障壁となり得る事情がないかを検討し、②参入障壁となり得る仕様等の見直しができるのであれば、使用等を見直した上で引き続き競争入札を実施する、③仕様等の見直しが困難であれば、随意契約に移行することを検討すべきことになる。本事業で委託する業務は肉用牛畜産事業者の財務分析のみならず、「長崎型新肥育技術」による肉用牛の飼養管理に関する状況分析や助言も行うものであり、経営等の分析や助言には一定の継続性・一貫性が求められると思われるので、長崎県畜産協会に委託すること自体には相応の理由があると考えられる。しかし、1者応札の状況が続いているのであるから、上記「1者応札への対応について」に従った取り組みを行うべきである。 本事業の委託契約については、「1者応札への対応について」(26会第68号)に従い、参入障壁となり得る公告時期、入札執行時期、使用等の見直しを行うべきであり、それらの見直しを行っても1者応札が解消されない状態が継続した場合には、随意契約への移行に向けた取り組みを行うべきである。(指摘事項)	ませんが、今後同様の 事態が見受けられた場	

# 令和4年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

# Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論 第6 農林部

報告書頁	<b>長が</b> 砂 所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 124	林政課	森林・林業関係広報誌デザイン等業務委託	(措置済)	
y. 121	THECHE	【見積選定業者の選定が適切でない】  入札・契約事務マニュアルには、随意契約により契約を締結しようとする場合、見積選定業者は、公正かつ適切に選定しなければならないとされている。 本事業における見積選定業者は、下記の一覧表記載のとおり、(監査結果報告書125頁参照)令和元年度から令和3年度まで、全く同一の3者となっている。また、一般社団法人長崎県林業協会は2年連続で辞退しており、長崎県林業改良普及協会も令和2年度は辞退している。担当課によると、委託先は、林業に詳しい業者が望ましいが、林業に詳しい業者は、以下の3者以外にも存在するとのことであり、令和3年度において、過去に辞退した当該2者に見積を依頼しなければならない理由は存在しない。さらに、令和3年度の見積選定業者の選定の際、他の業者への見積依頼を検討したことはないとのことであり、令和3年度の見積選定業者の選定が、適切であるとは認められない。  随意契約により契約を締結しようとする場合、例年辞退している業者に対し見積依頼を続けることなく、他の業者への見積依頼を検討する等、適切に業者を選定すべきである。 (指摘事項)	令和5年4月から 「長崎の林業」の発行事 作成業務を分けるよう 直しました。 取材やで要別にの知識、林業的の知識、林業がをの知識、林業がである。 の知識、林業が、のの報子がにでませて者でいる。 かか、体制が底1者がいた1者が県内に1者がよいた後 見積りを徴して随意契	
p. 124	林政課	森林・林業関係広報誌デザイン等業務委託	(措置済)	
		【見積合わせの適切性について、疑義がある】  入札・契約事務マニュアルには、随意契約により契約を締結しようとする場合は、2者以上から見積書を徴する必要があるとされている。その趣旨は、複数の見積書を徴することによって、競争原理を働かせ、適切な値付けをすることにある。前記のとおり、一般社団法人長崎県林業協会は2年連続で辞退しており、長崎県林業改良普及協会も令和2年度は辞退しているところ、令和3年度の見積依頼において、担当課の上司から、担当者に対して、「3者を相手方に選定しているが、うち2者は昨年度辞退している。ということは、事実上1者随契となる。」「辞退した2者に昨年度辞退した理由を聞き取り(もっともらしく理由をつけ)、今年度は応札する意思がある旨を確認し、『札を入れていただく』よう調整願いたい。」との指示が出されている。担当者が、辞退した2者に辞退理由を確認したところ、業務多忙との理由の他に、「金額が合わない」との理由を述べたようである。したがって、令和3年度は、3者から見積書を徴することができているが、以上の経緯や金額(他の2者は、決定先の金額の約1.7倍の金額である。)から考えて、令和2年度に辞退した2者が、令和3年度の見積合わせにより、複数の見積書を徴するとした趣旨を充分に達成できたか(適切な値付けができたか)について、疑義がある。  随意契約により契約を締結するために、2者以上から見積書を徴する場合、契約締結に積極的な業者を適切に選定した上で、適切な値付けが可能となるように見積合わせをすべきである。令和3年度の見積合わせは、適切な値付けが可能となるように見積合わせをすべきである。令和3年度の見積合わせは、適切な値付けができたかについて、疑義があるため、速やかに是正すべきである。(指摘事項)	作成業務を分ける。 を実施をした。事体業とでする。 での知識を要関係でいる。 取材でで要関係でいる。 取材でを要関係でいる。 取材がいるで、ののるから 業材がいるで、した、しま要刷子しい。 では、した、した、した、した。 をした。 ののるから契関でいる。 がのからを、 ののといる。 でする。 でる。 でする。 でする。 でする。 でする。 でする。 でする。 でする。 でする。 でする。 でする。	
p. 124	林政課		(措置済) 令和5年1月23日のご指摘後、すぐに当該資料を元の形に戻せて戻うえ、お詫びさせへらまいただきました。資料の綴りを保持する等、当課の職員の係を関係をは、資料の係が、当課の職員の係を関係を関係を対していまう努めてまり、をは、資料の信頼関係を対していまう努めてまり、をは、資料のには、資料のには、資料のには、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対して	

# 人事委員会公告

## 長崎県職員採用試験(短大卒業程度)の実施(公告)

令和5年度長崎県職員採用試験(短大卒業程度)の実施について、職員の任用に関する規則(昭和33年長崎県 人事委員会規則第10号)第12条第1項の規定により次のとおり告知する。

令和5年7月4日

長崎県人事委員会 委員長 水上 正博

# 1 試験職種及び職務内容

試験職種	職務內容
保育士	県立こども医療福祉センター等における児童保育等の業務
学校栄養職員	県立学校または市町立小中学校等における給食の献立作成・栄養管理及び衛生管理等の業務

#### 2 給与

令和5年4月1日現在の初任給月額は保育士167,100円、栄養士170,500円で、この他住居手当、通勤手当、地域手当、特地勤務手当、期末手当、勤勉手当等の手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。ただし、初任給月額は、学歴や職歴に応じて決定される。

#### 3 受験資格

試験職種	受 験 資 格
保育士	平成6年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者で、保育士の資格を有する者 (令和6年3月31日までに取得見込みの者を含む。)
学校栄養職員	平成6年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者で、栄養士の資格を有する者 (令和6年3月31日までに取得見込みの者を含む。)

ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定に該当する者はこの試験を受験できない。

# 4 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験及び専門試験(いずれも五肢択一式)

(2) 試験の実施日

令和5年9月24日(日)

(3) 試験地

長崎市及び佐世保市

(4) 第1次試験合格者発表

令和5年10月2日(月)に、長崎県庁玄関エントランスホール及び長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するほか、合格者に書面で通知する。

# 5 第2次試験

(1) 試験種目

人物試験(個別面接)、論文試験及び適性検査

(2) 試験の実施日及び試験場所

第1次試験合格者に別途通知する。

6 最終合格者発表

令和5年11月中旬に、長崎県庁玄関エントランスホール及び長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するほか、受験者に合否を書面で通知する。

- 7 採用候補者名簿及び採用方法
  - (1) 人事委員会は、試験職種ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名及び得点を記載する。
  - (2) 任命権者は、採用候補者名簿に基づき、提示された者の中から採用を行う。

(3) 「3 受験資格」における「取得見込みの者」にあっては、令和6年3月31日までに取得できない場合は、採用される資格を失う。

#### 8 受験手続

(1) 試験案内の入手方法

ア 長崎県人事委員会事務局、長崎県庁玄関エントランスホール、長崎・県央・県北・島原・五島(上五島 支所含む。)・壱岐・対馬の各振興局、東京・大阪の各事務所及び大瀬戸・田平の各土木維持管理事務所並 びに長崎駅前・大村の各バスターミナルで入手する。

イ 郵便によって請求する。その場合は、140円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒(角形2号)を同封 し、表に「短大卒業程度試験案内請求」と朱書きして、長崎県人事委員会事務局あて郵送する。

ウ 長崎県人事委員会のホームページからダウンロードする。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、長崎県電子申請システムにより受験申込書に所要事項を入力し、データを送信すること。

(3) 申込受付期間及び申込受付時間

受付期間は、令和5年7月31日(月)から8月10日(木)までとし、受付時間は令和5年8月10日(木)24時までとする。

9 その他

受験手続その他受験に関する問い合わせは、長崎県人事委員会事務局に行うこと。

長崎県人事委員会事務局

郵便番号 850-8570 (住所記載不要)

電話 095-894-3542 (直通)

095-824-1111 (代表) 内線3542

## 長崎県職員採用試験(高校卒業程度)の実施(公告)

令和5年度長崎県職員採用試験(高校卒業程度)の実施について、職員の任用に関する規則(昭和33年長崎県人事委員会規則第10号)第12条第1項の規定により次のとおり告知する。

令和5年7月4日

長崎県人事委員会 委員長 水上 正博

#### 1 試験職種及び職務内容

試験職種	職務內容
一般事務	知事部局(本庁及び地方機関)、議会事務局または各種委員会事務局等における一般行政事務
交通局事務	交通局本局または各営業所における企画、庶務、経理、運行計画、広告宣伝、営業等の事務
教育事務	教育委員会事務局、地方機関(県立図書館等)、県立高校(県立中含む)、県立特別支援学校及 び市町立小中学校における企画、庶務、経理等の事務
警察事務	警察本部または各警察署における庶務、経理等の事務
林 業 農業土木 土 木 建 築	知事部局(本庁及び地方機関)におけるそれぞれの専門的知識を活かした企画、調査、指導、 監督、設計、研究等の業務

## 2 給与

令和5年4月1日現在の初任給月額は154,600円で、この他住居手当、通勤手当、地域手当、特地勤務手当、期末手当、勤勉手当等の手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。ただし、初任給月額は、学歴や職歴に応じて決定される。

#### 3 受験資格

平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者 ただし、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者または令和6年3月31日までに卒業見込 みの者(人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。)を除く。

また、日本国籍を有しない者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定に該当する者は、この試験を受験できない。

## 4 第1次試験

(1) 試験種目

試験職種ごとの試験種目は次表のとおりとする。

試 験 職 種	試 験 種 目
一般事務・交通局事務・教育事務・警察事務	教養試験 (五肢択一式)
林業・農業土木・土木・建築	教養試験及び専門試験 (いずれも五肢択一式)

(2) 試験の実施日

令和5年9月24日(日)

(3) 試験地

長崎市、佐世保市、島原市、五島市、壱岐市、対馬市、新上五島町

(4) 第1次試験合格者発表

令和5年10月2日(月)に、長崎県庁玄関エントランスホール及び長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するほか、合格者に書面で通知する。

- 5 第2次試験
  - (1) 試験種目

人物試験(個別面接)、作文試験及び適性検査

(2) 試験の実施日及び試験場所

第1次試験合格者に別途通知する。

6 最終合格者発表

令和5年11月中旬に、長崎県庁玄関エントランスホール及び長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するほか、受験者に合否を書面で通知する。

- 7 採用候補者名簿及び採用方法
- (1) 人事委員会は試験職種ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名及び得点を記載する。
- (2) 任命権者は、採用候補者名簿に基づき、提示された者の中から採用を行う。
- 8 受験手続
  - (1) 試験案内の入手方法

ア 長崎県人事委員会事務局、長崎県庁玄関エントランスホール、長崎・県央・県北・島原・五島(上五島 支所含む。)・壱岐・対馬の各振興局、東京・大阪の各事務所及び大瀬戸・田平の各土木維持管理事務所並 びに長崎駅前・大村の各バスターミナルで入手する。

イ 郵便によって請求する。その場合は、140円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒(角形2号)を同封 し、表に「高校卒業程度試験案内請求」と朱書きして、長崎県人事委員会事務局あて郵送する。

ウ 長崎県人事委員会のホームページからダウンロードする。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、長崎県電子申請システムにより受験申込書に所要事項を入力し、データを送信すること。

- - 受付期間は、令和5年7月31日(月)から8月10日(木)までとし、受付時間は8月10日(木)24時までとする
- 9 点字及び拡大文字による試験等
  - (1) 試験職種「一般事務」、「交通局事務」、「教育事務」、「警察事務」については、点字による受験ができる。
  - (2) 試験職種「一般事務」、「交通局事務」、「教育事務」、「警察事務」については、拡大文字による受験ができる。ただし、身体障害者手帳の交付を受けている者に限る。
- 10 その他

受験手続その他受験に関する問い合わせは、長崎県人事委員会事務局に行うこと。

長崎県人事委員会事務局

郵便番号 850-8570 (住所記載不要) 電話 095-894-3542 (直通) 095-824-1111 (代表) 内線3542

# 警察官Ⅲ類(男性)採用試験の実施(公告)

令和5年度警察官Ⅲ類(男性)採用試験の実施について、職員の任用に関する規則(昭和33年長崎県人事委員会規則第10号)第12条第1項の規定により次のとおり告知する。

令和5年7月4日

長崎県人事委員会 委員長 水上 正博

# 1 対象となる職

長崎県、警視庁(東京都)、神奈川県、愛知県及び大阪府にそれぞれ勤務する警察官(巡査)

2 職務內容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の 安全と秩序の維持等の任務

3 給与

給与は、各都府県の職員に関する条例、規則等に基づいて支給される。令和5年4月1日現在の長崎県の初任給月額は高校卒で178,000円で、この他住居手当、通勤手当、地域手当、特地勤務手当、期末手当、勤勉手当等の手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。ただし、初任給月額は、学歴や職歴に応じて加算されることがある。

#### 4 受験資格

試験職種及び都府県ごとの受験資格の要件は、次表のとおりとする。

34除磁锤	*// 広   目	要件 (下記の項目を満たさなければならない。)		
試験職種	都府県	年齢・性別	学歴	
	長崎県	平成5年4月2日から平成18年4月1日 までに生まれた男性		
	一	昭和63年4月2日から平成18年4月1日 までに生まれた男性	学校教育法による大学(短期大学を除く)を卒業した者または令和6年3月31日までに卒業見込みの者及び人事委員会が同等の資格があると認める者を除く。	
警察官Ⅲ類 (男性)		昭和63年4月2日から平成18年4月1日 までに生まれた男性		
	愛知県	平成5年4月2日から平成18年4月1日 までに生まれた男性		
	大阪府	平成2年4月2日から平成18年4月1日 までに生まれた男性		

ただし、日本国籍を有しない者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定に該当する者はこの試験を受験できない。

# 5 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験 (五肢択一式)

(2) 試験の実施日

令和5年10月15日(日)

(3) 試験地

長崎市、佐世保市、島原市、五島市、壱岐市、対馬市、新上五島町

(4) 第1次試験合格者発表

長崎県志望者については、令和5年10月23日(月)に、長崎県庁玄関エントランスホール、長崎県警察本部掲示板、長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するほか、合格者に書面で

通知する。他都府県志望者については、合格者に書面でそれぞれ通知される。

- 6 第2次試験
- (1) 試験種目

人物試験(個別面接)、作文試験、身体等検査及び体力試験、適性検査

(2) 試験の実施日及び試験場所

第1次試験合格者に別途通知する。

7 最終合格者発表

長崎県志望者については、令和5年12月中旬に、長崎県庁玄関エントランスホール、長崎県警察本部掲示板、長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するほか、受験者に合否を書面で通知する。他都府県志望者については、受験者に合否をそれぞれ書面で通知される。

- 8 採用候補者名簿及び採用方法
  - (1) 人事委員会は採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名及び得点を記載する。
  - (2) 任命権者は、採用候補者名簿に基づき、提示された者の中から採用を行う。
- 9 受験手続
  - (1) 試験案内及び受験申込書の入手方法

ア 長崎県人事委員会事務局、長崎県庁玄関エントランスホール、長崎・県央・県北・島原・五島(上五島 支所含む。)・壱岐・対馬の各振興局、東京・大阪の各事務所、大瀬戸・田平の各土木維持管理事務所及び 長崎駅前・大村の各バスターミナル並びに長崎県警察本部・長崎県内各警察署で入手する。

イ 郵便によって請求する。その場合は、140円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒(角形2号)を同封 し、表に「警Ⅲ(男性)試験案内請求」と朱書きして、長崎県人事委員会事務局あて郵送する。

ウ 長崎県人事委員会または長崎県警察本部のホームページからダウンロードする。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に所要事項を記入し、長崎県警察本部警務課に提出すること。長崎県電子申請 システムによる場合は、受験申込書に所要事項を入力し、データを送信すること。

(3) 申込受付期間及び申込受付時間

令和5年7月31日(月)から8月10日(木)までの午前9時から午後5時までとする。ただし、持参による申込みは、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

なお、郵送による申込みは、令和 5 年 8 月 10 日 (木) までの消印のあるものに限り受け付ける。電子申請システムによる申込みは、令和 5 年 8 月 10 日 (木) 24 時まで受け付ける。

10 その他

受験手続その他受験に関する問い合わせは、長崎県警察本部警務課または長崎県人事委員会事務局に行うこと。

長崎県警察本部警務課

郵便番号 850-8548 (住所記載不要)

電話 095-820-1504 (直通)

095-820-0110 (代表) 内線2651

長崎県人事委員会事務局

郵便番号 850-8570 (住所記載不要)

電話 095-894-3542 (直通)

095-824-1111 (代表) 内線3542

# 長崎県警察官Ⅲ類(女性)採用試験の実施(公告)

令和5年度長崎県警察官Ⅲ類(女性)採用試験の実施について、職員の任用に関する規則(昭和33年長崎県人事委員会規則第10号)第12条第1項の規定により次のとおり告知する。

令和5年7月4日

長崎県人事委員会 委員長 水上 正博

1 対象となる職

長崎県に勤務する警察官(巡査)

2 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の 安全と秩序の維持等の任務

#### 3 給与

令和5年4月1日現在の初任給月額は高校卒で178,000円で、この他住居手当、通勤手当、地域手当、特地 勤務手当、期末手当、勤勉手当等の手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。ただし、初任給月額は、 学歴や職歴に応じて加算されることがある。

#### 4 受験資格

平成5年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた女性。ただし、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者または令和6年3月31日までに卒業見込みの者(人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。)を除く。

また、日本国籍を有しない者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定に該当する者は、この試験を受験できない。

#### 5 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験(五肢択一式)

(2) 試験の実施日

令和5年10月15日(日)

(3) 試験地

長崎市、佐世保市、島原市、五島市、壱岐市、対馬市、新上五島町

(4) 第1次試験合格者発表

令和5年10月23日(月)に、長崎県庁玄関エントランスホール、長崎県警察本部掲示板及び長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するほか、合格者に書面で通知する。

#### 6 第2次試験

(1) 試験種目

人物試験(個別面接)、作文試験、身体等検査及び体力試験、適性検査

(2) 試験の実施日及び試験場所

第1次試験合格者に別途通知する。

# 7 最終合格者発表

令和5年12月中旬に、長崎県庁玄関エントランスホール、長崎県警察本部掲示板、長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するほか、受験者に合否を書面で通知する。

- 8 採用候補者名簿及び採用方法
  - (1) 人事委員会は採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名及び得点を記載する。
  - (2) 任命権者は、採用候補者名簿に基づき、提示された者の中から採用を行う。
- 9 受験手続
  - (1) 試験案内及び受験申込書の入手方法

ア 長崎県人事委員会事務局、長崎県庁玄関エントランスホール、長崎・県央・県北・島原・五島(上五島 支所含む。)・壱岐・対馬の各振興局、東京・大阪の各事務所、大瀬戸・田平の各土木維持管理事務所及び 長崎駅前・大村の各バスターミナル並びに長崎県警察本部・長崎県内各警察署で入手する。

イ 郵便によって請求する。その場合は、140円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒(角形2号)を同封 し、表に「警Ⅲ(女性)試験案内請求」と朱書きして、長崎県人事委員会事務局あて郵送する。

ウ 長崎県人事委員会または長崎県警察本部のホームページからダウンロードする。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に所要事項を記入し、長崎県警察本部警務課に提出すること。長崎県電子申請システムによる場合は、受験申込書に所要事項を入力し、データを送信すること。

(3) 申込受付期間及び申込受付時間

令和5年7月31日(月)から8月10日(木)までの午前9時から午後5時までとする。ただし、持参による申込みは、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

なお、郵送による申込みは、令和5年8月10日(木)までの消印のあるものに限り受け付ける。電子申請システムによる申込みは、令和5年8月10日(木)24時まで受け付ける。

10 その他

受験手続その他受験に関する問い合わせは、長崎県警察本部警務課または長崎県人事委員会事務局に行うこ と。

長崎県警察本部警務課

郵便番号 850-8548 (住所記載不要)

電話 095-820-1504 (直通)

095-820-0110(代表) 内線2651

長崎県人事委員会事務局

郵便番号 850-8570 (住所記載不要)

電話 095-894-3542 (直通)

095-824-1111 (代表) 内線3542

# 雑報

# 令和5年度行政書士試験の実施(公告)

行政書士法(昭和26年法律第4号)第4条第1項の規定により長崎県知事から一般財団法人行政書士試験研究 センターに委任された行政書士試験の実施について、次のとおり公示する。

令和5年7月4日

一般財団法人行政書士試験研究センター 理事長 多賀谷 一照

1 試験期日

令和5年11月12日(日)午後1時から午後4時まで

2 試験場所

長崎県勤労福祉会館(長崎市桜町9-6) 長崎県立諫早技能会館(諫早市宇都町22-76)

3 試験の科目及び方法

次の事項につき筆記試験により行う。

試 験 科 目	内 容 等	出題形式
行政書士の業務に関し必要な 法令等(出題数46題)	憲法、行政法(行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。)、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、令和5年4月1日現在施行されている法令に関し出題する。	択一式及び記述式 (40字程 度で記述するものを出題す る。)
行政書士の業務に関連する一 般知識等(出題数14題)	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護及び文章 理解	択一式

# 4 受験手数料

10,400円

受験手数料の払込方法については、試験案内を参照すること。なお、払込みに要する費用は、受験申込者の 負担となる。

また、一旦払い込まれた受験手数料は、地震、台風等により試験を実施しないこととした場合等を除き、返還しない。

- 5 受験手続
  - (1) 郵送による受験申込み
    - ア 受付期間

令和5年7月24日(月)から同年8月25日(金)まで

- イ 受付場所
  - 一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、受付期間内に郵便局の窓口で必ず簡易書留郵便で郵

送すること。なお、8月25日(金)の消印があるものまで受け付ける。

#### ウ 提出書類

受験願書(顔写真貼付及び受付郵便局の日付印のある振替払込受付証明書(お客さま用)の貼付があるもの)

- エ 受験願書及び試験案内の配布方法、配布期間及び配布場所
  - (ア) 郵送配布
    - a 配布期間 令和5年7月3日(月)から同年8月18日(金)まで 受験願書及び試験案内の郵送での配布請求は、8月18日(金)(必着)まで受け付ける。
    - b 配布方法 返信用封筒(角型2号(A4サイズの受験願書が折らずに入る大きさの封筒)に、住所、氏名及び郵便番号を記載し140円分の切手を貼付したもの)を、下記の宛先まで郵送すること。

(受験願書及び試験案内の請求宛先)

〒252-0299 日本郵便株式会社 相模原郵便局留 一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

- (イ) 窓口配布
  - a 配布期間 令和5年7月24日(月)から同年8月25日(金)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)
  - b 配布場所 次に掲げる場所

配布場所	所 在 地	配布時間
長崎県行政書士会	長崎市馬町48-1 長崎県市町村会館馬町別館5階	午前9時から午後5時まで
長崎県庁総務文書課	長崎市尾上町3-1	
長崎県長崎振興局総務課	長崎市大橋町11-1	
長崎県県央振興局総務課	諫早市永昌東町25-8	
長崎県島原振興局総務課	島原市城内 1 - 1205	
長崎県県北振興局企画振興課	佐世保市木場田町3-25	
長崎県五島振興局総務課	五島市福江町7-1	
長崎県五島振興局上五島支所総務課	南松浦郡新上五島町有川郷578-2	
長崎県壱岐振興局総務課	壱岐市郷ノ浦町本村触570	
長崎県対馬振興局総務課	対馬市厳原町宮谷224	

# (2) インターネットによる受験申込み

#### ア 受付期間

令和5年7月24日(月)午前9時から同年8月22日(火)午後5時まで

インターネットによる受験申込みは、8月22日(火)午後5時で終了する。午後5時までに入力を完了 しない場合は、申込みができなくなるので留意すること。

受付期間内におけるインターネットによる申込みは、24時間可能。入力方法等の手続の詳細については、当センターホームページ(https://gyosei-shiken.or.jp/)から確認すること。

受付最終日(8月22日(火))は大変混雑し、インターネットがつながりにくくなることが予想されるので、余裕をもって早めに申込みをすること。

# イ 受験手数料の払込み

- ⑦ 受験手数料(10,400円)は、クレジットカード(申込者本人名義のものに限る。)又はコンビニエンスストアで払い込むこと。
- (イ) 利用できるクレジットカード

VISA、Master、JCB、アメリカン・エキスプレス及びDiners

(ウ) 利用できるコンビニエンスストア

セブンーイレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア及びニューヤマザキデイリーストア

(3) 連絡先(問合せ先)

6 特例措置の実施

〒102-0082 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階

号

(1) 身体の機能に障がいのある者等で、車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込み等、受験に際して必要

長崎市尾長 <sup>尾</sup>上町三番

な措置を希望するものは、障がい等の状況により希望する措置を行うことがある。ただし、申出の時期、障

がい内容等によっては、希望に沿えない場合もあり得る。 (2) 受験に際して必要な措置を希望する場合は、受験申込み(郵送による受験申込み又はインターネットによ る受験申込み)をする前に、必ず上記5の(3)の連絡先へ相談すること。

- 7 合格発表の日時及び方法
  - (1) 日時

令和6年1月31日(水)午前9時

一般財団法人行政書士試験研究センター

※特例措置の手続については、試験案内を参照すること。

電話番号 03-3263-7700

(2) 方法

当センターの事務所の掲示板に合格者の受験番号を公示(掲示)するとともに、公示後、受験者に合否通 知書を郵送する。また、当センターのホームページ (https://gyosei-shiken.or.jp) においても合格者の受験番 号を掲載(掲載開始時間は、合格発表の日の午前中)する。

弥卜

四一

— 1124 —